

HUMAN RIGHTS WATCH

<私書箱>〒107-0052
東京都港区赤坂5-5-9
赤坂スバルビル1F MBE704
Email: tokyo@hrw.org

ヒューマン・ライツ・ウォッチへの寄附は 所得控除、税額控除の適用があります

HUMAN
RIGHTS
WATCH

www.hrw.org

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、内閣府より公益財団法人の認定を受け(2010年4月28日)、寄附金控除適用法人の証明も受けています(2013年3月4日)。これにより、ヒューマン・ライツ・ウォッチへの寄附金は税制上の優遇措置を受けることができます。

平成25年3月4日以降の寄附金につきまして、税優遇は「所得控除」を利用するか、「税額控除」を利用するか、有利な方を選択できます。

●公益財団法人への寄附に対する税制優遇措置の詳細について

1. 個人が「公益財団法人」に対して寄附を行った場合

個人が「公益財団法人」に年間2,000円を超える寄附をした場合、一般的には「税額控除」を選択した方が有利になります。「税額控除」を利用すると最大で、1年間の寄付総額から2,000円を差し引いた金額の40%が確定申告を行うことにより所得税還付されます。更に、一部の地域では、都道府県民税と市町村民税を併せて最大10%分の個人住民税の寄附金控除も受けられます。対象となる寄附金は各都道府県・市区町村の条例で定められています。詳細はお住まいの地方自治体の窓口にお問い合わせください。

【例：還付金額の目安：年間50万円の寄附、東京都港区*にお住まいの場合】

(寄附金額—2,000円)X(所得税率+個人住民税率) = 還付などによる減税金額分
(500,000円—2,000円)X(40%+4%) = **219,100円** が確定申告により減税されます。

※100円未満切捨て

*なお、当団体への寄附金は東京都及び港区の条例指定対象寄附金です。詳しくは下記リンクよりご確認ください。

https://www.city.minato.tokyo.jp/kazei/documents/04_kihu_osirase_kumin02.pdf

※課税される所得金額が4000万円以上の方々へ

「所得控除」を利用すると、確定申告を行うことにより寄附金額の約50%分が、減税されます。よって、課税金額が4000万円以上の方に限っては「税額控除」を利用する際と同額若しくはそれ以上の還付が受けられる場合があります。何れの方式を利用するかは税務署又は税理士などにご相談ください。

【例：還付金額の目安：課税される所得金額が5000万円、年間50万円の寄附、東京都港区にお住まいの場合】

(寄附金額—2,000円)X(所得税率+個人住民税率)=還付などによる減税金額
(500,000円—2,000円)X(45%+4%)=**244,020円**が確定申告により減税されます。

※本文書は2015年1月現在の税制度・税率を前提としておりますので、ご理解お願い致します。

<参考：所得税率>

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円—330万円	10%
330万円—695万円	20%
695万円—900万円	23%
900万円—1800万円	33%
1800万円—4000万円	40%
4000万円位上	45%

<必要な手続き>

確定申告(通常2月16日～3月15日)で手続きして下さい。確定申告と共に、公益財団法人発行の領収書をご提出下さい。

2. 法人が「公益財団法人」に対して寄附を行った場合

法人の場合、一般の寄附についても一定限度額まで損金算入が認められています。「公益財団法人」は、特定公益増進法人として、一般損金算入限度額(1)に加えて、特別損金算入限度額(2)の範囲内で損金算入をすることができます。

- (1) 一般損金算入限度額
(資本等の金額 $\times 2.5/1,000$ + 年間所得金額 $\times 2.5/100$) $\times 0.25$
- (2) 特別損金算入限度額
(資本等の金額 $\times 3.75/1,000$ + 年間所得金額 $\times 6.25/100$) $\times 0.5$
- (3) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

公益財団法人の場合、上記(1)に加え、(2)若しくは(3)のいずれか少ない金額の合計金額を損金算入することが可能です。

【例: 資本金1億円、年間所得1億円、年間500万円の寄附の場合】

(1)687,500円 + (2)3,312,500円 = 4,000,000円 (控除額)

<必要な手続き>

事業年度の確定申告の際に、「公益財団法人」に対する寄附金の額を記載し、かつ「公益財団法人」に対する寄附金の明細を添付する必要があります。また、寄附先の公益財団が発行する所要事項の記載された領収書を保管しておく必要があります。

3. 相続財産等を「公益財団法人」に対して寄附した場合

相続または遺贈により取得した財産を、相続税の申告期限内に「公益財団法人」に寄附した場合、寄附した相続財産は、相続税が非課税となります。つまり、相続した額のうちから寄附した金額が、課税価格の基礎への算入から除かれます。

<必要な手続き>

相続税の申告書提出の際、特例措置の適用を受けようとする旨を記載し、公益財団法人が発行する所要事項の記載された領収書を添付する必要があります。このとき、「公益財団法人」への寄附は相続税の申告期限(死亡を知った日から10ヵ月後)までに行う必要があります。

●ヒューマン・ライツ・ウォッチ寄附金口座

三菱UFJ銀行 神保町支店
普通預金口座 0114377
口座名:HRW

●お問い合わせなど

ヒューマン・ライツ・ウォッチ東京オフィスにおいて、公益法人制度や税制優遇措置についての簡単なお問い合わせに対応いたしますが、制度の詳細や個別の申告等につきましては、お近くの国税局または税務署にお問い合わせ下さい。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>